令和８年度　江戸川区立新田学校　人権教育全体計画

人権に関する法令
- 日本国憲法
- 教育基本法
- 学習指導要領
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 人権教育・啓発に関する基本計画
- 東京都人権施策推進指針
- 東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
- 人権教育の指導方法等の在り方について
- 児童の権利に関する条約等

学校の教育目標
＊　よく考える子
＊　思いやりのある子
＊　体をきたえる子

目標策定の方針
○　確かな学力の定着
○　思いやりの心の育成
○　表現力の育成
○　社会性の育成

人権教育の目標
共生の心を大切にする教育活動を展開し、偏見や差別をなくし、互いに認め合い共に生きる心をはぐくむ。

人権教育に関する指導の実態把握
- 基礎基本の徹底
- 仲よし班活動
- 地域や自然とふれあう体験活動

目指す幼児・児童・生徒像
いじめや偏見、差別等をなくし、望ましい人間関係を築こうとする児童

人権教育を通じて育てたい資質・能力
一人一人の児童が自らの考えをもつことができるようにする。
☆　自他の良さに気づくことができるようにする。
☆　適切な方法で伝え合うことができるようにする。
☆　読み、書き、計算等の学習の基礎となる力を身に付けることができるようにする。

普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組
人権教育の理念について、人権の意義・内容についての学習、法の下の平等、個人の尊重、社会規範、権利と義務、自由と責任についての学習、生命尊重の心情や態度、豊かな人間性を育むための学習等、日常的かつ各領域を通して指導する

学年・学級経営
教師と児童及び児童相互が信頼し合える関係を深めるとともに、日常の学校生活における身近な差別事象や基本的人権にかかわる問題について気づくように指導する。

日常的な指導
挨拶や相手を尊重した呼称を徹底し、朝の会や帰りの会において相手の頑張りを褒め称える時間を確保したり、学級内でのトラブルの際における教師のきめ細やかな指導や話し合いの時間を充実したりする。

教科等の指導
・道徳では、自他ともに大切にする態度を重点的に指導する。
・総合的な学習の時間では、自分の生活について考えられるように配慮する。
・特別活動においては、自分とは異なる人とのコミュニケーションを積極的に行う活動をもつ。

人権教育の年間指導計画作成のための方針
○　学校のすべての教育活動において体験的な活動を重視する。
○　その体験的な活動を通して、児童の一人一人が言語によって自らの考えをより深化させたり、いろいろな方法で表現し合ったりする学習活動を展開する。

教職員の研修
- 生活指導研修会及びスクールカウンセラーにより講演等を行い、児童理解を深め、一人一人を尊重していこうとする意識を向上させる。
- 人権プログラムを用いて校内の研修を実施する。

校種間の連携
人権教育推進の具体策を葛西第三中学校と話し合い、一人一人の尊重していこうとする意識を向上させる。

家庭・地域との連携
人権教育推進の具体的方策を、学校便りなどで積極的に発信し理解を求めるとともに、道徳授業地区公開講座への参加を呼びかけたり、各種体験的な活動への支援協力を要請したりする。